

# 畿内在地領主の一考察

——和泉国和田氏の場合——

飯 倉 晴 武

## はじめに

堺市を南に出て途中左に仁徳天皇陵を見て和泉国一宮大鳥神社に至る道は、海岸線にそつた坦々たるものであるが、そこから道は分岐して、右に進めばそのまま海岸にそつて和歌山市に通じているが、左に道すると河内・和泉・紀伊三箇国の境である金剛山地・和泉山脈に入つて行くもので、父鬼街道と呼ばれる。天野山金剛寺領和田庄は、この街道の東側の谷間にそつた大鳥郡和田郷、現在堺市の東南福泉と呼ばれる地域に発達した。ここが開発されたのは非常に早く、「和名鈔」にも「和田郷」の名が見え、延喜式にも「美多禰神社和田郷上村」とみえている。しかし、我々が知り得る和田庄は和田氏を名乗る一族がこの地において中世の世界を築いていつた時から始る。この和田氏は大中臣姓であつて、南北朝期にみえる橘姓の楠木氏の一族である和田氏とは異なるが、共に南朝に従い、各地に転戦した畿内有力武士団の一つである。

畿内在地領主の性格を知る史料は比較的限制られ、その量は少く、したがつて研究もあまり進んでおらず、近時、領主制の研究が盛んになるに

つれて、我が国先進地帯たる畿内における在地領主制を明らかにする事が要求されている。和田氏を通して畿内在地領主の素描をえがくことが小論の目的である。

和田の読みであるが、「和名鈔」には「和田<sup>爾木</sup>」とあり、それと年代は隔たるが、「泉州志」には「和田郷<sup>爾木</sup>大森村野井村」和名鈔ニ和田<sup>爾木</sup>今ノ俗和田呼<sup>ニキタ</sup>美木多<sup>ミツ</sup>上神呼<sup>ニツ</sup>爾和<sup>ニツ</sup>、凡ソ諸国ノ俗諺多ク然リ矣、而爾与美同韻ニ能通ス非誤之甚キニ」とあり、近世には郷内に美木多村が存し、現在でも福泉の山寄りの部分は美木多と呼ばれている。

和田氏も「にぎた」と呼ばれていたことは、建武元年和田助家の所領安堵を述べた楠木正成仮名書挙状からも明らかである。<sup>注</sup>

注 大日本史料 六編ノ一所収 和田文書佚本

## 一、和田氏の系譜と和田庄

和田氏の系譜は和田文書所収中家系図及び同別巻系図から知られる（同様の系図が続群卷一七八に和田系図として収められている）。中家系図は天兒屋根命の後胤常盤卿<sup>（説に答）</sup>から書き起し、本姓は大中臣を称してい



えられる。

また、和田氏の系譜が中家系図と称するものの中にあることは、和田氏が中氏の一族であることを示す。この中氏の本拠も河内国八上郡の「中」かと思われる。そして助兼の譜に「松田先祖」とあるのは、彼の子孫相ついで和田氏を名乗っているのだから、あるいは「和田先祖」との書写違いではなからうか。

十一世紀和泉国では、大小名が国衙から「田率之難事」と「官米内五升」を免除されて荒廃公田の復旧加作を奨励されている。<sup>注3</sup>その時、開発の労働力は浮浪人を結集したと思われる。和田氏も助兼の頃、和田郷に山野を占定し、溝池を築き大規模な開発事業を開始したのであろう。次節で詳述するが、和田氏の所領の中に多くの池・林・山を数えることができる。

和田氏の系譜を述べる場合、河内の楠木氏との関係に触れなければならない。太平記には楠木氏の一族としての和田氏が摂河泉地方で活躍しているのがみられ、我々が今問題にしている和田氏は楠木氏の同族であるという説が以前からある。<sup>注4</sup>この場合、楠木氏の方を本宗とするのが通説である。しかし、両氏の系図についてだけみても、楠木氏は橘姓で和田氏は大中原姓で、これが同族であるとは考えられない。両氏の間に姻戚関係か烏帽子親の如き関係があつたのだろうか。これらについては何も知ることができない。

元弘二年（一一三二）楠木正成が河内に挙兵した際、和田一族は鎌倉

幕府から出兵を命ぜられ、<sup>注5</sup>実際に千早城攻撃に参加している事実がある。<sup>注6</sup>鎌倉末期には惣庶間の争いがみられるが、和田氏の千早城攻撃参加は幕府からの命令によつて行われたのであつて、情勢変化にあらうと忽ちに楠木氏の協力者となつたのである。このことは、和田・楠木両氏の間には同族関係がなく、ただ政治情勢によつてのみ向背が決められたのであらうと思われる。

次に和田氏を本宗とし、楠木氏を支流とする見解がある。

楠木系図と称するものは沢山あるが、いずれも橘姓を称しながら、どれも世次配列が異り、特に正成以前にそれが甚だしい。このことから楠木氏の橘姓を疑うこともできる。戦前、生田目経徳氏は正成の橘姓は兵衛尉に任官するための冒氏であるといわれ、<sup>注7</sup>本姓を和泉国大中原姓和田氏に比定している。その根拠は、(1)橘姓による楠木系図が全部信じ難きものであること。(2)良峯系図中、同氏高重が良峯朝臣姓にて衛府の官に任ぜられたる先例なきため、橘姓を冒して右衛門尉に任ぜられたる例のあること。(3)和田一族中にも衛府の官を得るため、橘姓を名乗るものがあること。(4)楠木系図中、和田氏を称するもののあること。以上四点に要約される。

楠木氏が橘姓でないことは考えられるが、和田氏を本宗とすることはそのまま受入れられるだろうか。第一の楠木系図が疑わしいことはすでに明らかであるが、<sup>注8</sup>第二の点について考察すれば、桓武天皇の皇子で良峯朝臣の姓を賜つた大納言左近衛大将安世の十二世の孫高重の譜に<sup>注9</sup>

四度使十三、右衛門大夫、後堀河院御宇、吉野藏王堂供養、為御馬引、可任衛府官之由被宣下處、以良峯姓任衛府官例無之間、号橘高重任右衛門尉

との記事があるところから、高重は衛府の官に任ぜられる為に橘姓を冒したというのである。しかしながら、同氏系図をみると安世の第五子行振、第三子農直の孫義方は良峯姓にて衛府に任官している。これからみて良峯姓であることだけが衛府に任官できない事情であつたとはいえない。正暦の頃、良峯小弓大夫惟光が所領尾張国小弓庄を関白家に寄進した際、関白家においては惟光の五代前玄理が勅勘を蒙り、未だ赦免されざる者で、惟光はその子孫である故、橘姓をもつて寄進状を書かせていることが良峯文書より知られる。玄理は恐らく勅勘を受けて以後と思われるが、椋橋と改姓し、子孫これに従い、惟光の時になつて兄季光は良峯姓に復し、惟光は橘姓を名乗ることになつたのである。高重はこの惟光の流れをくむものであつて、彼が右衛門尉に任官するに当り本姓に復するか否かが問題になつたので、前出の如き記事が書かれたのではなからうか。とすれば、高重が単に衛府の官につくための理由だけでは橘姓を冒したということは成立しない。

第三の点について考えるならば、和田氏にて衛府の官を得るため橘姓を冒したものとあつても、それは河内守助平の女で山師算法師の妻となつたものの子孫である。始めて橘姓を名乗つたものは助安女の四世の孫師重であるが、その父則実の譜に「大和国子ヤスハラノ子也」とあ

る。大和国子ヤスハラとは如何なる人物か不明であるが、いずれにしても他姓の入りこむ余地が充分あつたのである。一步退いてこの流れをくむ者が衛府に官を望むため橘姓を冒したとしても、和田系図をみれば、他姓を仮りなくても大中臣姓によつて堂々と任官している例が沢山あるから、この点からは、楠木氏がたとえ和田氏を本宗としたとしても、橘姓を冒す理由がない。

第四の楠木一族中和田氏を名乗る流のあることであるが、これをもつてすぐに和泉大中臣姓の和田氏と結びつけることは危険である。他姓で和田氏を名乗る例は楠木氏以外にもみられる。先にあげた良峯系図にも惟光の四世の孫遠包も和田氏を名乗っている。また、楠木氏においても和田氏を名乗る者は全て嫡流でなく、庶子家である。正成の弟正季、正儀の庶子正平等皆然りである。庶子家が本宗と異つた氏を号することは中世惣領制下では多くみられるところであつて、不思議ではない。

和田・楠木両氏は元弘三年以降、共に南朝に属し、特に和田氏で楠木氏の配下に從つて戦列に参加したので密接な関係にあるとみられるのである。思うに和泉の和田氏を楠木氏の同族とみなすことは、和田氏が南朝方に参加した理由をそこに求めたからである。そこで我々は改めて和田氏が南朝の麾下に参陣した理由を考えねばならない。

和田庄の史料初見は建保二年（一二二四）の助綱の金剛寺への寄進状<sup>注10</sup>案であつて、寄進の対象になつたのは山野田畠等とある和田上・中条一円であつた。助綱はここを「先祖相伝之私領」と称し、端書に「当庄根



本領主助綱」とあるから祖父助兼の頃にはすでに和田氏の力によつて開墾が進められ、父助正の時には常住の地となつていたのである。南北朝期になると和田の地名は「名字地」として主張されている<sup>注11</sup>。建保二年助綱の寄進の後、貞応元年（一二二二）立庄の論旨が下された<sup>注12</sup>。

この時期の和田庄の領域は建保二年助綱寄進状に次のように四至を定めている。

限東 上神荒田兩郷堺天野上野 限南 横峯

限西 池田荒田兩郷堺并弥高峯 限北 本宮藤社中家里四坪仟佰

これからみると現在の堺市の南、福泉といわれる地域の南半である。田畠の総地積を知り得る史料は残念ながら無いが、一面を知るものとして時代は降るが正平六年の「和田上条領家御方田数注文<sup>注13</sup>」があり、これによれば上条領家方田数は四十三町三段三百歩で、他に出作分十三町三段三百三十歩、合計五十六町七段二百七十歩である。

開発期の和田氏の動静は不明である。金剛寺に寄進する以前に鎌倉幕府の御家人となつて<sup>注14</sup>いることが知られる。和田氏は金剛寺領の庄官であり、幕府御家人であり、後述の如く春日社、撰閑家の庄官をも兼ねることになる。鎌倉時代にはこのような地位を利用しつつ自らの領主制を確立、展開していくのが普通に見られるところであるが、畿内在地領主の場合は庄園制の下でいくつもの「職」を獲得、所有しているが、その領主制は如何なる性格のものであり、何に支えられているのか、次節以下にこの点を考察しよう。

#### 〔注〕

- 1 金剛寺文書七四
- 2 公卿補任
- 3 寛弘九年正月廿二日和泉国符案 平安遺文四五七
- 4 戦前の代表的楠木氏研究である藤田精一氏「楠木研究」等
- 5 和田文書 正慶元年十二月九日関東御教書
- 6 和田文書 正慶二年四月十四日定兼・資清連署注文
- 7 生田目経徳氏「楠木氏新研究」
- 8 前掲藤田氏の研究による。
- 9 続群書類従卷一七四所収良峯氏系図
- 10 金剛寺文書七四
- 11 和田文書 正平五年十一月和田修理亮入道正円重申状案
- 12 金剛寺文書七四 弘安三年四月金剛寺衆徒等初度訴状案
- 13 金剛寺文書一六三 正平六年十一月十三日和田上条領家田数注文<sup>注13</sup>
- 14 和田文書 建久七年十一月七日鎌倉將軍家下文案

#### 二、和田氏の領主構造

鎌倉時代畿内在地領主の例として、かつて林屋辰三郎氏が河内国水走氏を紹介され、その中で水走氏の所領構造の特徴として、分散的所職の集積を指摘し、このような土豪的領主をもつて畿内在地領主の典型的なもの<sup>注1</sup>とされた。これはそのまま学界に受入れられ、その後の研究者にも受けつがれている<sup>注2</sup>。林屋氏の指摘は和田氏についてもいえるところであるが、その内容については異なるところがあり、単なる得分権の集積とはいきれず、所領・所職の形成過程を考察することによつて、分散的ともいえないのである。

和田文書には二通の譲状がある。永仁二年（一二九四）沙弥性蓮（和田清遠）処分状と寛正二年（一四六一）和田盛助処分状である。まず前者によつて鎌倉期の和田氏の所領構造を考察し、さらに其の後の発展と変化の結果を後者によつてみることにする。

永仁二年沙弥性蓮処分状は嫡子分と庶子分とに書き分けているが、庶子分は煩瑣になるので表にまとめ（第一表）嫡子分を次にあげる。

- 一、上中条惣下司職  
 一、殿下雑免台町捌段  
 一、貞清雑免五段（後筆カ）  
但地头方此誤也  
 一、武射免式段  
 一、上条惣長者職  
 池底（十五箇所、名略）  
 取水
- 一、殿下御方案主職  
 一、放光寺俗別当職  
 一、春日雑免式丁一段  
大三十歩  
 一、算失式町二段加代分  
二段定  
 一、中条貞元名田畠等

山田池水三日三夜 集田池水三日  
 山林（九箇所、名略）

この外に「下司之馬上免給」が「雖段歩不可割分」ものとして「可為嫡子進退也」と定められている。

ここに見られるように和田氏の所有する所職及び所領は多岐にまたがるもので、これの本質を探り出すことによつて和田氏の畿内在地領主としての性格を明らかにし得るであろう。右の譲状を整理すると、(1)、庄

第一表 永仁2年沙弥性蓮処分庶子分

| 庶子名  | 面積            | 名                               | 名の面積                                           | 名の所在(里)                              | 庶子名 | 面積                | 名                               | 名の面積                                          | 名の所在(里)                          |
|------|---------------|---------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------|-----|-------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------|
| 千鶴女  | 段 歩<br>8. 10  | 得 吉<br>延 正<br>中条畠               | 段 歩<br>5. 300<br>1. 0<br>1. 70                 | 上咲原、檜尾、<br>新家里、里外<br>失津尾谷一切<br>中家里   |     |                   | 三郎丸<br>安 友<br>得 富<br>中条貞光       | 段 歩<br>1. 0<br>1. 0<br>1. 0<br>1. 0           | 藤波里<br>〃<br>里外<br>中原里            |
| 高生女  | 段 歩<br>5. 0   | 上神上条                            | 段 歩<br>5. 0                                    | 小野谷、阿尾谷                              | 乙女  | 段 歩<br>5. 120     | 貞 正<br>友 近<br>得 富<br>末 永        | 段 歩<br>2. 0<br>1. 60<br>1. 60<br>1. 0         | 上咲原里、<br>山尾谷、<br>藤波里<br>〃<br>一抔里 |
| 禅師女  | 段 歩<br>8. 230 | 末 永<br>末 正<br>光 正<br>貞 正<br>貞 行 | 段 歩<br>3. 0<br>2. 50<br>1. 180<br>1. 0<br>1. 0 | 上咲原、一抔里<br>一抔里<br>檜尾里<br>上咲原里<br>一抔里 | 愛熊女 | 段 歩<br>2. 30      | 守 久<br>得 富                      | 段 歩<br>1. 30<br>1. 0                          | 荒田里<br>〃                         |
| 弥熊女  | 段 歩<br>5. 120 | 守 貞<br>安 近<br>安 友<br>安 友        | 段 歩<br>2. 0<br>1. 120<br>1. 0<br>1. 0          | 藤波里<br>荒田里<br>櫛原里<br>藤波里             | 米持女 | 段 歩<br>4. 0       | 安 友<br>得 富<br>友 近<br>友 良<br>守 貞 | 段 歩<br>1. 0<br>1. 0<br>1. 0<br>. 240<br>. 120 | 藤波里<br>竈戸里<br>山本里<br>荒田里<br>山本里  |
| 阿俱利女 | 段 歩<br>2. 0   | 安 近                             | 段 歩<br>2. 0                                    | 荒田里                                  | 五郎殿 | 段 歩<br>1. 0       | 恒 富                             | 段 歩<br>1. 0                                   | 里外                               |
| 冠者女  | 段 歩<br>6. 30  | 貞 正<br>末 永<br>光 正<br>得 富        | 段 歩<br>2. 90<br>1. 180<br>1. 120<br>1. 0       | 上咲原里<br>上咲原里<br>新家里<br>檜尾里           | 十郎殿 | 段 歩<br>1. 180     | 恒 富                             | 段 歩<br>1. 180                                 | 里外                               |
| 禅寿王女 | 段 歩<br>5. 0   | 武 安                             | 段 歩<br>1. 0                                    | 新家里                                  | 助二郎 | 段 歩<br>1. 60      | 得 富                             | 段 歩<br>1. 60                                  | 檜尾里                              |
|      |               |                                 |                                                |                                      | 総計  | 町 段 歩<br>5. 5. 60 |                                 |                                               |                                  |

園所職、(2)、雜免、(3)、名田畠、(4)、社寺に関する所職・免田、(5)、池水・山林に分けることができる。さらにこの讓狀には見えないが、和田氏には御家人という側面がある。林屋氏も述べているところだが、御家人は鎌倉期の典型的在地領主なのであつて、この点にも留意して考察を進めよう。

#### (1)、庄園所職

嫡子得分の最初に惣下司職と二つの案主職があげられているが、この記載様式について、二つの点で奇異を感じる。第一は惣下司職と並べて案主職の如き下級庄官職をあげている。しかし、下司がより下級の庄官職を独占する場合には、普通その進止権を有すると記載されるものであつて、<sup>注3</sup>和田氏の場合もこの性運処分狀には載せてはいないが、公文職のような下級庄官職を有し、一族の者をこれに任命していたことは、永和元年七月八日領家金剛寺当公文憲範等署判紛失狀に<sup>注4</sup>惣下司大中臣助<sup>(和田)</sup>氏の名と並んで公文大中臣助明の名があることからわかる。従つて惣下司が進止権を有する下級庄官職が他にあるとすれば、この二つの案主職は単なる下司の進止下にある庄官職ではないと考えなければならぬ。第二の点は、この案主職が殿下御方と春日方の二つあることである。これは領家を異にするものであつて、水走氏にみられる松武庄下司職や母木寺本免下司職等多くの庄園所職の集積<sup>注5</sup>の意味を考える一つの手掛りにもなるであろう。

庄官職の兼帯について、かつて江頭恒治氏が指摘された事がある。<sup>注6</sup>す

なわち、紀伊国の湯浅氏が阿氏河・保田・田殿・石垣等数個の庄園の地頭職を兼帯している例、備後国太田庄の下司橘氏が公文・惣追捕使等の下級庄官職進止権を有していた例から、一人でもつて数個庄園の所職を有するというのである。しかし、和田氏の場合は以上の外にもう一つの形態を示すものである。それは、湯浅氏・橘氏の場合は複数庄官職といつても、湯浅氏は庄園の方も複数であり、橘氏のは同一庄園領主下のものであるのに対して、和田庄では同地域内に異つた庄園領主が入りこみ、在地領主が複数の庄園領主をいただいているということである。さらに、これは単なる得分権でなく、畿内在地領主が自らの領主権を行使し、在地支配を貫徹する為の手段であることはその成立過程をみればわかるであろう。次に個々について検討を加えよう。

惣下司職は明らかに開発領主たる系譜から来るもので金剛寺より補任されたものである。すなわち、この地が助綱まで三代にわたり開発經營されてきたことは前述の通りであつて、建保二年助綱が金剛寺に「先祖相伝之私領」たる和田上中条を寄進した時、寺家より惣下司職に補任されたのであろう。当時、開発領主が自己の權益を守るため庄官職保留の上での私領寄進行為はよく知られているところで、<sup>注7</sup>「本領主助綱為全子孫之相伝、寄附金剛寺」といわれているところをみれば、和田氏の場合もそうである事勿論である。鎌倉時代には下司の系譜をひく地頭が多いが、和田氏は地頭には補任されておらず、九州の島津氏が仁治三年に和田郷地頭職に補任されているが、<sup>注8</sup>島津氏が和田庄を直接支配した形跡は

全く認められず、いわゆる得分権地頭職であつて、在地に根をおろすこととはなかつたのである。永和元年の史料には地頭藤原秀督の名がみえる。性蓮処分状の貞清雑免の項に「但地頭方此誤也」と割註があり、詳しい意味はわからぬが、新補地頭と在地領主との間に確執があつたことは容易に想像できよう。同国大鳥庄における田代氏のように関東から畿内に、その権力を侵透させるには、和田氏の力が大番舎人の沢村氏と比較にならぬ程強力であつた。和田氏は鎌倉幕府御家人に列していたが、御家人としての和田氏については次項で触れる。

さて、地頭職には補任されなかつたが、畿内在地領主の権力はこの惣下司職によつて表わされる。和田氏はこの惣下司職は開発領主に由来することを主張し、さらに惣下司職を桶として地頭職に迫つていたことが、正平五年の和田修理亮入道正円（助家の申状案によつて知られる。注10）が、元弘三年暮、建武新政権によつて改めて惣下司職が安堵されている。注11

惣下司職は得分を伴うものであり、その意味でこの下司職は分割可能であることは前出の正円申状案中の「於惣下司職者正円相伝之、至中条下司職者庶子兵衛四郎盛家相承之、就開発之濫觴、惣領之与奪、相隨所務、引導下司給許也、公役以下悉隨正円支配令勤仕也」との文言から明らかである。それは地頭職が一分地頭職として分割されるのと同じであつて、和田氏はこの下司職の分割によつて、在地支配と一族の惣領としての実権を把握していたのである。

次の案主職であるが、これには殿下御方と春日方とがあり、惣下司職

が金剛寺より補任されたのとは系列が異なる。前述の如く、和田庄は助綱によつて最初金剛寺に寄進されたが、その後一時国衙により顛倒され、貞永元年（一二三二）に至り助綱の息助盛（寺）は同庄を春日社に寄進した。注12これにより金剛寺と春日社の間に同庄上分米をめぐる紛争がおこり、それが弘安年間に至り激化するのである。しかし、激化する以前に金剛寺は春日社の進出を認めながら実をとるため、仁治元年（一二四〇）春日社の実権を握つてゐる興福寺の大乗院に寄進の形式をとつた。注13その内容は和田庄上中条の内、上条を十五町除いて大乗院の一向進止に任せ、その十五町と中条は上分を并済する外は金剛寺が「一向不輸之地」として知行すべく定められた。このことから、すでに上条と春日社の関係が相当強くなつてゐることが知られよう。大乗院への寄進は、院家に春日社を牽制することを願つてなされたのではなからうか。それでも春日社の和田庄進出はやまず、金剛寺との争いは一属激しくなり、双方摂関家政所において訴陳を重ねた結果、弘安四年（一二八一）長者宣によつて裁定が下された。注14裁定は春日社の権利を残して金剛寺の領掌が再確認された。春日社の権利とは「春日本社并若宮五節日神供并巫女神人都合百五十人料米卅三石」で、長者宣ではこれを金剛寺の沙汰として社頭に備進するように定めてゐる。春日社側もこの沙汰に随うべく請文を出してゐる。注15しかしながら、これによつて直ちに春日社と在地の結びつきが消えたわけではなく、春日社の在地支配は依然として続けられ、金剛寺との衝突も続けられたのである。早くも正応四年（一二九一）三月、金剛寺

(春日社神官)

衆徒等は「而祐実不叙用御成敗、猶以令濫妨庄務之条、未曾有之次第也」と訴えている。<sup>注16</sup>さらに正安二年(一三〇〇)に至り、「当庄者、為金剛寺沙汰、可令備進春日五節供料之由、長者宣等明白也、而彼庄官百姓等追出当寺之使、不叙用、長者宣、抑留所当年貢之条、未曾有之狼籍也」という事件にまで発展した。<sup>注17</sup>この事から春日社と在地の關係は春日社側からの侵略というだけでなく、在地側の金剛寺使忌避、春日社への接近ということも考えられ、その中心になつたのは「而彼庄官百姓等追出当寺之使」とある如く、庄官すなわち在地領主であることは勿論である。

春日社がこの上条を弘安四年以降も金剛寺の領掌に任せなかつたことは、元弘元年、同条を社領と明記した上で年五十石をもつて、下司和田助家に請負せていることから明らかである。<sup>注18</sup>和田氏が春日案主職にあつたのは春日社の權益を代表するものであるのと、春日社ひいては興福寺の權威をかりようとするものである。

和田氏は殿下御方案主職にも補任されているが、何時頃撰関家と結びつくようになつたのであろうか。史料は殆ど残されていないが、ただ南禅寺真乗院文書に安貞二年左近将監大中臣助遠に対して「殿下御方役」を免除したものがあり、後にも触れる殿下雑免もあるので、あるいは大番舎人にでもなつていたのであろうか。

和田氏がこのような各個庄官職を領掌・相伝しているのは、この地域に関連している庄園領主と個々に、そして直接結びついていたというこ

とである。尚、上条ではこのように金剛寺使を忌避しているが、助綱の寄進に任せて知行すべしとの後醍醐天皇綸旨や、<sup>注19</sup>和田氏自身惣下司職を相伝しているから、中条は依然として金剛寺が領家であつた。和田氏が春日社以外の領主を忌避したというのは、一箇所に一人の庄園領主しか認めようとしなかつたためである。庄園領主間においては本所―領家という關係が成立しているが、この和田庄においてはその關係が在地勢力によつて打ち破られつつあつたことに注目する。金剛寺と春日社は和田庄を通じて縦の關係にあるようにみえるが、前述の如く両者の知行分は夫々画然と分けあつていたのである。和田氏は自己の勢力圏内に權益を有する権門勢家と結びつき、在地領主としての自己を認めさせ、庄民に対してはそれによつて一層の權力を行使し得たのである。

## (2) 和田氏と鎌倉御家人

和田氏は鎌倉幕府の御家人にも列していた。御家人になつた事情を知る直接の史料は残されていないが、和田文書中には和泉国御家人は同国守護佐原義連の催促に随つて大番役を勤仕するようにとの建久七年右大將家政所下文案がある。元弘三年、助家が鎌倉幕府に提出した目安案に「助家為御家人所見状事」として、まずこの建久七年右大將家政所下文案をあげている。佐藤進一氏によれば、義連はこれ以前から和泉国守護の職にあり、この建久七年は改めて大番催促権が一般的に与えられた年であるといわれる。<sup>注20</sup>してみれば和田氏はこれ以前から御家人であつたといつてよいわけで、その時期は寿永の乱に際して、征西東国武士が兵糧

米を現地で調達したので地元と葛藤を生じた時である。それを伝える史料は数多く残されている。ここに例としてあげるのは河内国の開発領主水走氏である。

寿永三年（一一八四）二月一ノ谷合戦直後、水走康忠が源義経に提出した解状によれば、<sup>注21</sup>同氏は代々同地の開発領主として官物を進済する外は万難公事を免除せられてきたのだが、この頃兵糧米使の濫妨によつて領主権が侵害され、危急にさらされていることが知られる。康忠は自己の所領をまもるために自ら兵士役を負担する代りに、かような東国武士の妨げを停止せられ、本宅を安堵されるよう申請したのである。義経はこの解状に次のように袖書している。

云開発相伝、云当時沙汰次第、所申尤有其謂、早如元令安堵本宅、可勤仕御家人兵士役之状、如件  
源（義経）  
（花押）

ここに畿内在地領主の一人である水走氏は頼朝政権の御家人に編入されたのである。

和泉国においても、寿永三年東国武士の兵糧米徴収に伴う濫妨が行われていたのであるから、<sup>注22</sup>和田氏もこの時に水走氏同様、本宅安堵を得て兵士役を負担する御家人になつたのであろう。さらにこの年には畿内近国の武士は義経の下知に従い、平家追討軍に加わるよう頼朝より院に申請しているのである。<sup>注23</sup>

和泉国における御家人数は正嘉二年（一二五八）に三十人を数える事ができ、<sup>注24</sup>さらに文永九年（一二七二）には同国上方だけで二十人の名が

あげられている。<sup>注25</sup> 兩年に出てくる名前をみて一致するもの、及び同族とみられるのは十五名であるから和泉国全体では四十人前後の御家人が存在していたと思われる。第二表は前出文永九年和泉国上方御家人の大番勤仕兵士支配注文から作つたものである。この注文には御家人の名の下

第二表 文永9年和泉国上方御家人表

| 人  | 名                   | 兵士役限           | 兵士数 |
|----|---------------------|----------------|-----|
| 1  | 向 渡 入 道             | 46. 5. 0       | 18  |
| 2  | 大 鳥 新 右 衛 門 尉       | 23. 1. 0       | 9   |
| 3  | 陶 器 左 衛 門 尉         | 21. 1. 0       | 8   |
| 4  | 和 田 修 理 亮           | 17. 9. 0       | 7   |
| 5  | 上 条 左 衛 門 尉         | 15. 1. 120     | 1   |
| 6  | 若 松 左 衛 門 尉         | 12. 5. 0       | 5   |
| 7  | 若 松 右 衛 門 尉         | 11. 9. 0       | 4   |
| 8  | 菱 木 左 衛 門 尉         | 8. 6. 0        | 6   |
| 9  | 取 石 大 進 法 橋         | 8. 0. 0        | 3   |
| 10 | 信 太 右 衛 門 尉         | 7. 5. 0        | 3   |
| 11 | 高 石 兵 衛 門 尉         | 7. 2. 180      | 2   |
| 12 | 宇 多 左 衛 門 尉         | 7. 1. 0        | 2   |
| 13 | 塩 穴 左 衛 門 尉         | 5. 1. 0        | 2   |
| 14 | 石 津 左 衛 門 尉         | 5. 0. 0        | 2   |
| 15 | 池 田 兵 衛 判 官 代       | 4. 0. 0        | 1   |
| 16 | 池 田 上 村 左 衛 門 尉     | 4. 0. 0        | 1   |
| 17 | 横 山 右 衛 門 入 道       | 3. 7. 0        | 1   |
| 18 | 箕 形 熊 石 丸           | 3. 4. 0        | 1   |
| 19 | 信 太 左 衛 門 尉         | 2. 0. 0        | 1   |
| 20 | 八 田 周 防 次 郎 左 衛 門 尉 | (分限注)<br>(文未出) | 3   |

にそれぞれ田数と兵士数が記載されていて、それが表における兵士役負担分限と兵士数である。ここにみられる田数が鎌倉御家人として大番役を負担する分限であつて、表からわかるように、四十町以上一人、四十町未満十五町以上四人、十五町未満十町以上二人、十町未満五町以上七人、五町未満五人に分類でき、和田氏はかなり上位であることがわかる。この田地は和田氏の根本私領であつて「本宅」とよばれるものであろう。もう一度水走氏の場合に戻つて考えてみると、そこには「本宅を

安堵せしめ、兵士役を勤仕すべし」とあり、畿内御家人は本宅の安堵を鎌倉將軍から受けているのである。在地領主に関する従来の研究では、領主は自己の開発した私領を根拠に庄園所職を得て近隣にその支配権を拡大していくものとされ、所職の所領化を通じて所領の拡大を図ったのであるといわれる。<sup>注26</sup> 畿内在地領主ともその通りであつて、その本拠は本宅とよばれている。<sup>注27</sup> しかしながら、畿内における庄園所職は依然として公家の掌中にあつたのであり、その事は鎌倉幕府の権力の及ばないことを示すものであり、当時の畿内における権力構造を知ると同時に、政治情勢、鎌倉幕府及び畿内在地領主の性格をも特徴づけるものである。

前にも触れ、詳述をわざと避けたところだが、畿内生え抜きの御家人は地頭職に補任されていないものが多い。和泉国御家人である日根野氏は九条家領日根野庄の預所職と東北院領長滝庄弥富方下司職及び同庄公文職を相伝するものであり、淡輪氏は淡輪庄預所下司職であつた。<sup>注28</sup> 文治元年鎌倉幕府による地頭設置が勅許されると、本所領家より反対の聲が高まり、翌年十月宣旨及び院宣を以て、地頭設置は現在の謀叛人跡に限定され、幕府もこれに服し、<sup>注29</sup> 承久の変後も地頭職設置は没官領のみに限定され、畿内開発領主は地頭に補任されないのが慣例であつたのであらう。

畿内在地領主は複数庄園領主と結びつき、庄園領主は直接下地支配の方向に進んだといえよう。しかし、在地領主にとって庄官職は単なる得

分権でなく、実際に各庄園領主の権益地毎に夫々の權威を入手しなければならなかつたのであつて、庄官職ではないが、「本宅安堵」というために、御家人号もここでは庄官職に匹敵するものである。

### (3) 雑免

嫡子得分の中に合計四町四反二百七十歩の雑免がある。雑免田は年貢は納付するが雑役公事を免ぜられる所で、領主名発生の主要形態となるものである。<sup>注30</sup> これは先の庄官職に対応するものであつて、それぞれ撰関家・春日社・金剛寺分である。鎌倉幕府より安堵された本宅と共に和田氏の本拠地であらう。現在の福泉、旧美木多村字上の中央部で街道に面した丘陵のうち、城山と呼ばれる所があり、土地の人の話によれば、かつてこのの豪族の居館があつたという。そしてこの城山を少し登つた所に沙弥性蓮処分状にみえる放光寺があり、更に奥に和田氏が祭祀権を有していた美多禰神社があるので、和田氏の本拠地であつたことは確実である。

### (4) 名田畠

性蓮処分状には「一、中条貞元名田畠等」とあるだけであるが、庶子分の中には第一表に見られる如く二十に及ぶ名があげられている、庶子には名を分割して譲られているので名別に集計したのが第三表である。名によつて雑免田・余田を相交えるものもあつたが、各名は正税と本所役を負担していた。第三表から明らかなように、庶子分は名の規模の一部であつて、各名ともこの他に惣領分を含むものであらう。いいかえれ



第三表 永仁2年和田氏庶子分名寄表（沙弥性蓮処分帳より作製）

|    | 名     | 面積     |                                   |
|----|-------|--------|-----------------------------------|
|    |       | 段 歩    |                                   |
| 1  | 得 富   | 6. 120 | 檜尾里 2段60歩、藤波里 1段60歩、荒田・竈戸里、里外各 1段 |
| 2  | 得 吉   | 5. 300 | 檜尾里 3段120歩、上咲原里、里外各 1段、新家里 180歩   |
| 3  | 末 永   | 5. 180 | 上咲原里 3段180歩、一杵里 2段                |
| 4  | 貞 正   | 5. 90  | 上咲原里 4段90歩、山尾谷 1段                 |
| 5  | 上神上条  | 5. 0   | 小野谷 3段、阿尾谷 2段                     |
| 6  | 安 近   | 3. 120 | 荒田里                               |
| 7  | 友 近   | 3. 60  | 藤波里 2段60歩、山本里 1段                  |
| 8  | 安 友   | 3. 0   | 櫛原里 1段、藤波里 2段                     |
| 9  | 光 正   | 2. 300 | 檜尾里 1段180歩、新家里 1段120歩             |
| 10 | 恒 富   | 2. 180 | 里外                                |
| 11 | 守 貞   | 2. 120 | 藤波里 2段、山本里 120歩                   |
| 12 | 末 正   | 2. 50  | 一杵里                               |
| 13 | 中 条 畠 | 1. 70  | 中家里                               |
| 14 | 守 久   | 1. 30  | 荒田里                               |
| 15 | 延 正   | 1. 0   | 失津尾谷一切                            |
| 16 | 行 貞   | 1. 0   | 一杵里                               |
| 17 | 武 安   | 1. 0   | 新家里                               |
| 18 | 三 郎 丸 | 1. 0   | 藤波里                               |
| 19 | 中条貞光  | 1. 0   | 中原里                               |
| 20 | 良 円   | 240    | 荒田里                               |

ば惣領分の名田の中から庶子分がわけられ、名毎に庶子分は惣領の支配を受けるものである。先の正税・本所役について「自名々任注出之旨、有限正税并本所役可勤仕之」とあるのも庶子分は名毎に惣領より支配されていたことを物語るものである。庶子分に見られる名が惣領分にも見

られる例としては、嘉元四年（一二〇六）の熊野造管新段米納状に「<sup>（和泉国）</sup>当国和田庄上条下司得富名分田七段<sup>注31</sup>」とあり、さらに元弘三年（一二三三）末に建武新政権より和田庄惣下司職等と並べて「得富・恒富等名」が安堵されている。<sup>注32</sup>名の所在地を見ると非常に広範囲にわたり、和田庄全域にまたがついていたと思われる。

#### (5) 社寺に関する所職・所領

中世在地領主の特徴に社寺に関与するということがある。ここに見られるのは放光寺俗別当職、武射免田であり、また惣長者職も神社に関係するものであると思う。

中世人の神に対する信仰は現代の我々が想像する以上であつた。古代あるいはそれ以前より祭祀は政治に直結し、主要生産手段である農耕をも律するものであつた。中世村落と神社の関係については「宮座」があり、その研究は少くない。国家・民衆と神社との関係についてのこれまでの研究によれば、律令時代には国家が祭祀を行い、律令政治衰退後の平安末・鎌倉期には領主的武士が祭祀をとり、室町時代に入つて村落自治の形成に伴つて村座的な宮座が成立し、近世以後それが固定するといわれる。<sup>注33</sup>

庄園制の発達にともない、神社における祭祀においてもその経済的基礎の編成替が必要となり、一方において同様の状況下で村落内部の身分階層の発達が進み、神社側の必要とする祭祀料負担者が現われるようになる。祭祀料負担は、当時の用語では頭役とよばれ、中世在地領主はこ

の頭役を担うことによつて祭祀組織に入りこみ、それを特権としていつた。豊田武氏は代表的な頭役として結鎮頭、歩射頭(武)を挙げておられる。<sup>注34</sup>

前者は年頭に行われる神事で、射礼を伴い、招福除災を目的とするもので、歩射については賀茂社・氣比社に「武射神事」があげられている等の事例から前者とは独立に重要な神事の一つであることを明らかにされた。射礼は悪魔を払う除災の儀式として農村社会においても最も普遍的に行われた行事であつた。この時期に武射頭役を勤仕する者は、農村においても有力富裕層である事は、豊田氏が武射頭役存在の史料としてあげられた若狭多島浦の秦文書建武四年(一三三七)形部尉寄進状(つゝ)にみられるように天満宮に寄進した「不捨田」(武射)は左近尉、三郎太郎大夫、江太郎大夫分であり、それを形部尉なるものが武射頭料として寄進していることから武射田の所有者、寄進者は在地有力層であることが明らかである。

惣長者職が祭祀に關係ある事実は寛正四年盛助処分状には「放上宮社々惣長者職」と明記されていることから明らかである。

長者とは説話等に多く見られるところであるが、和田氏に見られるような「長者職」は史料にはごく希にしか見られない、管見では和田文書と水走文書においてのみである。<sup>注35</sup> 林屋辰三郎氏は「山椒大夫」の原像の中で散所長者をとりあげられ、その中で「莊園領主と封建的關係になり」散所民を人頭的に支配し、年貢輸送や手工業生産を宰領するものを散所長者といい、「長者の多くは領主権力を背景として、隸屬下の民衆を苛酷に駆使し、特権にまもられて現実に富裕な長者となるものが多か

つたと思われる」と説明している。<sup>注36</sup> しかし、和田氏に見られる惣長者職は農業生産に基盤をおき、国衙機構による村落支配と祭祀団体、惣領制的武士団を統制するものの謂であると思う。

水走文書建長四年康高処分目録、正応五年忠茂処分目録、至徳元年忠夏譲与目録は何れも惣領分であつて、その内容は多岐にわたっているが、その中で「四ヶ郷惣長者職」が相伝されている。これは同文書建長四年康高譲状には「以南惣長者職并四ヶ郷々務」と記載されていることから、元来惣長者職があり、それに郷務が加わつたものであると思われる。この事は元弘二年、当時庶子であつた忠夏宛の康政譲状案には「草香郷半長者職同郷務」とあることから知られよう。<sup>注37</sup>

祭祀権は惣領権の重要な内容の一つである。惣領制の下では惣領が庶子に対して系譜的本源としての地位を保つため、一族の氏神に対してそれを主宰する権限をもつていたことはすでに豊田氏によつて強調されているところである。<sup>注38</sup> 和田氏においても強固な惣領制が施行されていたことは、「下司之馬上免」が段歩をわかつた嫡子進退たるべきといふことや、庶子である中条下司職は惣下司職の支配に従ふことなどが定められていることから明白であり、惣領が非常な権限をもつていたことも明らかである。

それでは何故、惣領の祭祀権を長者職という呼称によつてあらわしたのであろうか。平安時代の貴族制においては、氏長者があり、一族の祭祀権を有していたことが明らかである。<sup>注39</sup> 氏神信仰は中央貴族のみなら

ず、地方においても当然あることで、中世武士階級の発生と共に村落における祭祀組織は在地領主を中心とした領主制の下で惣領の掌中のものとなつたのである。神社の祠官家では「長者」の名称を残していることも明らかであり、特に畿内では中央貴族の權威を模して、在地領主が祭祀権を所有する時は長者の名称を用いたことは容易に推測されるであろう。<sup>注40</sup>

氏寺の管理も惣領によつて行われていたので、和田氏の惣領が放光寺俗別当職を相伝しているのも惣領権の一端を示すものである。しかも、俗別当職は寺家の経済面に関与するものであるから、その権力は絶大である。寛正二年盛助処分状には放光寺俗別当職の外に、蔵上下別所別当職と檜尾寺俗別当職が追加され、和田氏の発展がみられる。蔵上下別所とは近衛家御願寺たる法蔵寺、法花寺の寺領であつたので、この別当職を得たことは寺領の管理権を得たということである。<sup>注41</sup>

#### (6) 池 水

今まで述べてきた如く、和田氏や水走氏は多様な所職を集積しているが、この他に数多くの山林・池を所有したり、あるいはそれらの上に何らかの権益を有するものである。これらが勸農の上に欠くべからざる機能を有することは今更申すまでもないところである。特に和泉国においては、灌漑用水として池の利用はその数と共に他に類を見ない地域である。そして池は川に比してその給水地域は非常に限られたもので、管理・支配の面でも貫徹性を有することができるものである。<sup>注42</sup>

和田氏は永仁二年の性蓮処分状にみられる如く十五もの池底を相伝するものであつて、すでに在地の領主として君臨する同氏が数多くの池を所有することの意味を考えるのが本項の目的である。

畿内では名主が池を開発所有していた例もある。松尾寺文書正平廿三年七月春木庄内本庄氏人等言上状にみられるように、和泉国においてはこれ以前から、荒野を一般農民が「別相伝之地」として、田を開き池を築き、草柴を刈り牛馬を飼ひ知行してきたところなのである。また鎌倉末期より和泉国大島庄において、地頭田代氏と大番雑掌の間に下地進止についての相論が続いた。その中で池についても支配権が争われているが、この事實は池の支配が大番名主から地頭領主の手に移りつつあることを示し、さらにそれが重要なものである事を物語る。勸農にとつて重要だからである。個々の相論内容の詳述はさけ、池の問題について両者の主張をあげると、まず大番雑掌祐尊は同庄内運根池・今池がそれぞれ舎人名たる松近・重富名の下地であつて、現在は祐尊の取沙汰すべき事と、この地区最大の、且つ親池たる鶴田池の池司職の進止権を主張した。池司職は松近名主左近將監宗遠が相伝してきたものであるというのが根拠である。これに対して地頭方は下地中分以後、全て地頭方の支配になつた事を主張している。

畿内において所有権が名主にあつた池が存在した事は前にも述べたが、それは「河用水事、以開発、為其主之条、諸国平均之通法也」といわれ、その「諸国平均之通法」が松近・重富名の下地を敷地とし、大番

名建立たり」という蓮根池・今池に対して適用されているのである。この両池と対比的な菩薩建立といわれる鶴田池は池司職がおかれているから決して個別所有のものではない。渡辺澄夫氏は大鳥庄内における蓮根池等庄内の池は大番舎人等の惣有であつて、池司職も彼等の間の自治的な池管理であつたといわれるが、私は蓮根池の如き名主所有の池と鶴田池の如き惣有もしくは庄園領主の進止下にある池の二種類の池があつたと思う。和田氏においても「池底」と「取水」があるが前者は下地の所有であつて、後者は庄園領主所有の池あるいは共同体惣有の池の管理者としての得分であろう。

次にこれら池を所有し得た名主は、当時の農村社会―名体制の中で如何なる地位の名主であつたものだろうか。重富・松近等大番舎人名は建仁二年（一二〇二）「大鳥郷舎人友貞・松近・武道・武末・吉宗等村々刀禰譜代相伝之職」が尊恵なる者に押領されようとした時、摂政家政所より「可早任先例、以友貞・重富等、如元為刀禰職」と安堵されたように、鎌倉期以前から大鳥郷村々刀禰職を相伝する有力名主であつた。南北朝期に大番雑掌を名乗る祐尊は大番舎人の系譜をひき、俗名沢村基宗といい、正応三年祐尊の四代前の宗綱は御家人と号して狼藉を行つた咎により鎌倉幕府から追放され、所領を没収された。<sup>注46</sup>この宗綱の所領は全部か一部か抱るべき史料に欠けているので不明であるが、地頭田代氏に与えられている。この所領の性格、宗綱の在地での地位は、田代氏によつて一分地頭職の対象になつた「家綱相伝之所領」の構成をみることに

よつて知られよう。<sup>注47</sup>

これは重富名五町七段九十歩と吉貞名得分一円から成つている。渡辺澄夫氏は松近・重富名を含めて舎人名が地頭の所領となつたのは下地中分の結果であるといわれたが、下地中分は応長元年（一三一）であり、<sup>注48</sup>舎人名全体をいえばその時でよいであろうが、重富・松近名を一分地頭職の対象として田代家綱が女子姫夜叉に譲つたのは永仁五年（一二九七）であつて、明らかに下地中分以前である。この事からも重富・松近名が大番舎人で御家人であつた沢村氏の所領であることは間違いない。さて田代家綱の譲状によれば、重富名は雑免三町八段小と余田老町八段三百三十歩からなつていた。これを同庄友貞名とくらべると、所領の内容が一層明白になるであろう。この友貞名は建治二年（一二七六）地頭方名丸帳には四町九段五十歩とあるが、室町時代と思われる「友貞名田地日記」では一町八段九十歩と記載されている。その内容は十九筆からなつていて、余田九反百二十歩、雑免三反三百四十歩、地子田四反二百四十歩、その他百二十歩である。沢村氏の所領中、「吉貞名得分一円」というのは領主にとつて加地子取得のことであつて、以上のことから、領主的名主となつた大番舎人の所領は雑免、余田、地子田からなつていたことがわかる。

このように大番名主の間で分裂がおこり、その中から領主的地位に上昇するものも出現し、当然、池も名主の手を離れ領主の支配下に入るものとみられる。下地中分後、地頭領主が池の進止権を主張し得るのも、

このような在地の変化によるものである。永仁七年和泉国木嶋庄の僧堯俊は田地三反十歩、荒野二反と一緒に池四底を水間寺に寄進している。<sup>注51</sup>

さらに建武二年同庄の田所源某は綾部池底を水間寺三昧堂の免田用水として寄進している。<sup>注52</sup>これらは名主の池保有が領主制の上で困難になつてきたことを示すものと思われる。しかしここに注目せられるのは、大鳥

庄では池の所有者は村刀禰職を相伝していた名主であり、木嶋庄の源某は同庄田所であり、また僧堯俊も庄方番頭として万雑公事を免除されていたものである。このことから池所有名主は村落内における有力名主であり、彼等の中で鎌倉時代を通じて分裂し、さらに領主的名主になるものがいたのである。和田氏が多数の池底を所有し、取水の特権をもっていることは庄内の如何なる名主をも寄せつけない強力な地位を保持し、池司職の如き庄園領主進止下の池の管理権をも保有していたことを示し、勸農の上でも領主権を強固にし得るものであつた。

以上述べてきた如く鎌倉時代の和田氏は庄園領主間の争いに乗じて、各権門の庄園所職を獲得し、その地位を藪の根のように強靱なものにし、惣領の惣下司職の下に一族を中条下司職や公文職のような下級庄官職に配し、一方においては祭祀権や池・林を押え、その上に領主権を保つていたのである。

【注】

1 林屋辰三郎氏「古代国家の解体」二七六頁。

- 2 工藤敬一氏「鎌倉時代の領主制」(日本史研究五三号)等。
- 3 高野山文書又続宝一九四五、一九四九。
- 4 西田源三郎氏所蔵文書(天野金剛寺古記)所収。
- 5 水走文書建長四年六月三日藤原康高讓状案。なお撰津国島下郡の溝杭氏にも小規模ながら所職の集積がみられる(石清水文書之一、嘉吉元年十二月日溝杭信幸讓状)。
- 6 江頭恒治氏「日本荘園経済史論」一六四頁。
- 7 正木文書 保元二年三月八日左衛門督藤原忠雅家政所下文、平安遺文二八七五。
- 8 島津家文書、仁治三年二月將軍家政所下文案。
- 9 福田栄次郎氏「和泉国大鳥庄と地頭田代氏について」(駿台史学五)和田文書。
- 10 和田文書。
- 11 和田文書元弘三年十二月廿七日後醍醐天皇綸旨。
- 12 金剛寺文書七四、弘安三年四月金剛寺衆徒等初度訴状案。
- 13 同六四、仁治元年七月日金剛寺三綱公文連署寄進申状案。
- 14 同七四、弘安四年八月晦日鷹司兼平長者宣。
- 15 同七四、弘安四年九月十五日春日日本社神主泰光請文案。
- 16 同八〇、正応四年三月日金剛寺衆徒等申文案。
- 17 同九六、大乗院家院務金剛寺雜掌慶恒申状案。
- 18 和田文書。
- 19 金剛寺文書一四五。
- 20 佐藤進一氏「鎌倉幕府守護制度の研究」。
- 21 水走文書。
- 22 田代文書、寿永三年二月十六日撰政近衛基通家政所下文案。
- 23 吾妻鏡寿永三年二月廿五日条。
- 24 和田文書。
- 25 同。

- 26 永原慶二氏「日本封建制成立過程の研究」四三―四七頁。  
27 「本宅」とは平安初期の地方農村土豪の経済的根拠であつて、律令国家の下で私有権を認められた「宅」を基盤に墾田の宅地化による私領化が行われた。中世においては開発本領とは本宅敷地の拡張拡大形態であり、水走氏の場合、明らかに開発重代相伝地<sup>1</sup>本宅とおきかえることができる。なお、この問題については戸田芳実氏「中世の封建領主制」(岩波講座「日本歴史」中世Ⅱ所収)参照。  
28 日根文書、淡輪文書。  
29 吾妻鏡文治二年十一月廿四日条。  
30 永原氏前掲書四五―四六頁。  
31 和田文書。  
32 11に同じ。  
33 豊田武氏「中世に於ける神社の祭祀組織について」(史学雑誌五三の十・十一)  
34 同。  
35 この外に大徳寺文書之三に、摂津国住吉郡杭全庄内虎代女なる者が、畠竜段小を沽却するに先だち、相伝証文が紛失していたので、長者署判の紛失状を申出ている例があるが、この長者と虎代女の関係は不明である。(観応元年十一月十九日摂津杭全庄長者等連署文書紛失状)  
36 林屋氏前掲書所収。  
37 水走文書。  
38 豊田氏「惣領制再論」(「歴史」一一)  
39 竹内理三氏「氏長者」(「律令制と貴族政權」第Ⅱ部所収)  
40 萩原竜夫氏「中世祭祀組織の研究」九七頁。  
41 4に同じ。  
42 宝月圭吾氏「中世灌漑史の研究」四六頁。  
43 田代文書、貞和三年七月田代了賢重訴状案。  
44 渡辺澄夫氏「畿内庄園の基礎構造」五三四頁。

- 45 田代文書、建仁二年四月十五日摂政家政所下文案。  
46 同 正応三年九月八日六波羅御教書案。  
47 同 永仁五年九月廿三日田代家綱讓状。  
48 同 応長元年八月十二日六波羅下知状案。  
49 田代文書。  
50 同。  
51 井手文書。  
52 同。

### 三、和田氏の拡張と終焉

鎌倉末期の和田氏は前節でみたように和泉国大鳥郡和田庄にその根拠を据え、その領主的基礎は多くの所職によつて固められていた。十四世紀、全国を揺がした大変動期にはこの畿内にあつた和田氏も当然その渦中に捲込まれたので、和田氏の発展はその中でのみ語られるものである。第一節で問題を提出しておいた南朝との関係は、そのまま和田氏の特徴を示すものである。

南朝の基盤とした畿内周辺は商業発展の上でも先進地域で、南朝と畿内の商業組織のつながりが強いことは、いくつかの史料があげられ論証されているところである。<sup>注1</sup>このような交通の発達に従来の村や庄園の枠を越えた広い地域を結合させる。和田庄は和泉国の内陸部を縦断する父鬼街道に通じ、金剛山の南麓を通つて河内国に連絡する地理的条件をもっている。元弘元年(一一三三)春日社は同社領分の年貢を和田助家に請負わせているが、その理由に近年不作・川成と並べて運賃・車力等の

散用の煩しさをあげている。これを請負った助家はやはりこの地方の交通業者と何らかの関係があつたと思われる。

鎌倉末期、和田氏には外部拡張に積極的な動きがみられる。正中二年（一三二五）、助家の子助泰は河内国八上郡金田・長曾根両郷在庁職以下屋敷名田等を獲得した。<sup>注2</sup> 両郷は和田庄を北上し、和泉・河内両国々境にあり、堺―古市間を結ぶ街道上にある。これは長屋街道上にあり、堺―奈良を結ぶ路線に通ずる。<sup>注3</sup> ここは承久合戦後の延応二年北刑部丞憲清が鎌倉幕府から安堵されて以来、重康まで四代相伝されてきた所である。<sup>注4</sup>

しかるに重康の代になり、元亨三年（一三二三）この所領を抵当に錢五貫文と鎧等具足を借り受けた。<sup>注5</sup> 元徳元年（一三二九）十月二十五日源彦王丸去状に「依有具足要用、彼所帶於源政弘仁所被替分明也」とあつて、この源政弘から借りたことが明らかである。この政弘は和田文書所収北家略系図によれば重康の弟である。また同系図によると重康には二人の妹があり、その内一人は和田助家の妻となり助康を生んだのである。そして正中二年（一三二五）重康は助康を養子として金田・長曾根両郷在庁給を譲つた。<sup>注7</sup> しかし、この譲状には「仍為病大事、正弘仁可事進之由、被申間所事渡也、舍弟正弘」と附記されており、重康弟正弘が関与していることも知られる。また後述の若松庄と同じくここにも悪党の跳梁がみられる。<sup>注8</sup> 前述の金田・長曾根両郷の地理的条件からして、和泉・河内の在地領主による両郷の争奪が行われたのではなからうか。元徳三年十月に政弘は具足要用の代として両郷を知行するに至つたが、同

年十二月廿八日に遂にここを手離し、重康の子彦王丸も避状を出し、和田氏の手に帰した。<sup>注9</sup> 重康の錢・具足等借状が和田文書中にあることから、和田氏は政弘にこの代金を支払つたのであろう。元弘三年、和田庄と別個にこの安堵を建武新政権に申請し、それが認められたことは正平八年に再び安堵の国宣があるところから推察できる。<sup>注10</sup>

同じ時期に南部への進出もみられる。元弘三年暮、建武新政権から和田氏に与えられた所領・所職安堵の綸旨には、「放光寺藏所俗別当職」が入っている。永仁二年沙弥性運処分状には放光寺俗別当職のみが書かれているが、寛正二年盛助処分状には放光寺俗別当職と藏別所俗別当職の二つに書き分けてある。これについて、正平九年沙弥正門処分帳<sup>注11</sup>に次のような記載がある。

#### 一善聖房分（略）

放光寺真眼房坊本坊領、付可有訪命日、真眼殿一期ハ河ツラノ内ノ小田付ヲモタセヨ、後ニハ可為進退

#### 一觀聖房分

藏別所上下之別当職并別当坊共 但下別所ノ別当坊ヲハ中坊一期ノ間不可違乱、我一期後ハ任本讓文可相計（下略）

また、別所は近衛家御願寺法藏寺、法花寺の寺領であつたという史料もある。<sup>注12</sup> 私は放光寺俗別当職と藏別所俗別当職は盛助処分状にあるように、元来別個のものであると思う。そして、藏別所の方は性運処分状には見えず、元弘三年和田氏に与えられた安堵の対象の一つとしてみ



られるのである。この別所こそ、和田庄から河内国へ通ずる国境であつて、八上郡金田・長曾根と共に、和田氏は北および南から河内国との街道にそつて発展していつたのである。

これと時期を同じくして大歌十生長官職を獲得している。<sup>注13</sup> 大歌とは宮廷公儀の歌謡の総称であつて、平安時代には大内裏掃部寮西上西門の内<sup>注14</sup>にあり、職員には親王・大納言・非参議・六位の別当と和琴歌師、十生、案主等があつた。用度としては「延喜式」二十三民部式下に「凡内酒殿料黒米百五十斛并大歌所料卅八斛七斗二升三合二勺五撮受於省」との記事がある。降つて高野山文書に永仁二年に注進せられた正応五年和泉国近木庄領家方正検田目録案に「大歌所十生雜免参拾伍町」及び「大歌所饗酒新米参拾式石漆斗陸升」とみえる。<sup>注15</sup> 和田氏の獲得した「大歌十生長官職」は正平十五年後村上天皇綸旨には、「和泉国近木郷以下散在十生長官職」とみえ、まさしく近木庄における大歌所十生雜免以下を指すものである。和田氏がここを如何なる事由で入手したか不明であるが、近木庄は古くから網曳御廐と称し、供御人が朝廷に魚貝類を貢進しているところであつて、平安末以降これら供御人は太政官符や藏人所の下文を持つて商業活動を活発に行うようになったことが明らかであるから、<sup>注17</sup> 和田氏はこれを自己の支配下におこうとしたのであろう。そして和田氏は和泉一國を越えて河内へ進出するようになると、必然的に楠木氏との接触が始まる。以下楠木氏の動勢をみてみることにする。

伏見宮記録文書所収正慶元年（一三三二）の「故太宰帥親王<sup>世良親王</sup>家御

遺領等目録」の和泉国若松庄の項に見える「楠兵衛尉」の記事は以上のような見地から楠木・和田両氏の関係に新しい解釈が試みられる。林屋辰三郎氏は永仁三年（一二九五）正月播磨国大部庄百姓等解状案にみえる同庄前雜掌楠河内入道をその名より推量して、楠木正成の父か少くとも一族とみて、楠木氏は播磨から奈良を結ぶ路線を始め、摂河泉にわたつて交通路線を支配していたのではないかといわれた。<sup>注18</sup> この傍証に和泉国若松庄に見える「悪党楠兵衛尉」をあげられたのであるが、これだけでは播磨までの路線を支配していたとはすぐには納得できないが、摂河泉三箇国についての林屋氏の説は妥当と思われる。それは鎌倉末期、庄園内に市場の成立や商人の出入がみられ、高野山領備後国太田庄のように、<sup>注19</sup> 瀬戸内海沿岸一帯に商業活動を行つていた者を預所に任命している例からもわかるように、年貢輸送の実力者を預所や請所にする<sup>注20</sup>ことが庄園領主側に利用されるようになったことと、楠木正成が建武新政府から摂河泉の守護に任命されたといわれることは、この三箇国における正成の実力が認められた結果であらうからである。

建武以前、正成が兵衛尉とよばれている史料は他にもあるから、若松庄の「楠兵衛尉」は明らかに正成である。「故太宰帥親王家御遺領等目録」が作成せられたのは正慶元年で、正成がこの庄で「押妨」したのは更にそれ以前であるから「悪党」とよばれているのも無理のない時期である。その記事をあげてみると次の如きものである。

楠兵衛尉押妨<sup>（マカ）</sup>当时之由、依風聞之説、称彼跡、当国守護御代官自去年

九月之比、令收納年貢以下之条、不便之次第也

正成が何故に押妨したか不明であるが、楠木一党が挙兵以前から悪党として鎌倉幕府から追討を受けていたことがわかる。一方、幕府側も守護代を入部させて年貢を收納せしめ、領家をして「不便之次第也」と歎かせているのであるから、現地や庄園領主の支持を失っていたと思われるのである。

若松庄の位置はつきりしないが、延元二年（一三三七）三月岸和田治氏軍忠状<sup>注21</sup>によれば、和田庄北部に隣接する上神郷の和田<sup>注22</sup>、草部郷の菱木に近い所と思われる。大越勝秋氏は、はつきりと上神郷に比定している。<sup>注23</sup>ここは河内・和泉の国境である。楠木氏は河内から和泉北部における街道をおさえ、和田氏はそれによつて楠木氏と提携し、和泉国外では楠木氏の配下につかざるを得なかつたのである。

次に和田氏が南朝に参加した理由として、八条院領と金剛寺との関係も考えなければならない。八条院領は美福門院から皇女八条院璋子内親王に伝えられた二百箇所をこえる庄園を数える広大なもので、<sup>注24</sup>後醍醐天皇はここを後宇多院から譲られたもので、大覚寺統の有力な経済的基礎であつた。

金剛寺は元来八条院の御祈禱所であつた。建久二年（一一九一）には八条院の令旨及び院庁下文をもつて諸役免除を承認され、院主職においても定められるところがあつた。<sup>注25</sup>八条院と金剛寺の関係は次の如き史料からもうかがえる。これは鎌倉末期と推定されるもので、<sup>注26</sup>八条院領の

内、庁分常陸国信太庄を金剛寺に寄附せられたものである。

八条院庁分御領内常陸国信太庄、為御祈禱料所、御寄附金剛寺候令旨可被成下給之由、被仰下候也、謹言

三月廿日

（草名）

右中弁殿

後に金剛寺は御室北院の末寺に加わるが、<sup>注27</sup>これも八条院との関係によつてであろう。<sup>注28</sup>八条院領を伝領された後醍醐天皇が八条院を本家と仰いだ金剛寺をお頼りになつたのは当然であつて、和田氏はこの線からも南朝に加わつたのである。これに加えて和田庄は河内・和泉国境にある金剛寺にとつてはいわゆる膝下の庄園であつて、経済的にも依存度が高く、軍事的には和田氏の武力は同寺西側の防禦線であつたのである。

和田氏の武力が南朝にとつて如何に頼りにされていたかは正平三年（一三四八）正月楠木正行が戦死した四条畷合戦の翌日、南朝宮將軍家から和田一族に対して急ぎ馳参すべき旨、次のような令旨<sup>注29</sup>が下されている。

昨日合戦及難儀之条、所被驚思召也、此上弥存忠節者、可有抽賞、先急可馳参、可有被仰談之子細者、宮將軍御氣色如此、悉之以状

（正平三年）  
正月六日

権左中弁（花押）

和田一族中

右の令旨をみると、この合戦後の南朝方の驚愕ぶりと楠木軍壊滅後和田一族の戦力を頼られる様子がわかる。この宮將軍の傍には北畠親房が

仕えていたらしく、親房からも同日催促状がきている。<sup>注30</sup>

正平十四年（延文四）暮、足利方は大軍をもつて河内・和泉両面から金剛寺へ進攻してきた。翌年二月、南朝方はその以前に朝用分とされていた近木郷以下散在十生長官職を改めて助氏に与え激励している。<sup>注31</sup>しかし、和泉へ進出してきた畠山国清（道誓）の軍勢は十万と呼称し、和田氏も同年三月十日、国清の勸降に応じた。<sup>注32</sup>その一週間後にはもう金剛寺は畠山勢によつて焼き払われていることから、<sup>注33</sup>和田氏の向背は金剛寺に本拠をおく南朝にとつて実に貴重なものであったことが知られよう。その後、和泉国において足利方は細川清氏を大将として南朝方諸勢力と戦い、和田氏も清氏に従つて所領を安堵され、<sup>注34</sup>さらに同年七月十四日には和田庄上条の半済分を与えられた。<sup>注35</sup>翌十六年になると清氏は義詮と確執を生じ、十月二十七日には南朝方に降参している。和田氏はその間どのような活動をしていたか不明であるが、正平二十四年（一三六九）正月楠木正儀が義満に降じた後和田氏は再び南朝方に帰参している。<sup>注36</sup>その時は和田氏の所領は半分に削られ、助氏は本領一円安堵の申状を捧げた結果、文中元年（一三七二）に至つて再び一円安堵され、翌年散在十生長官職も三分一の知行が許された。<sup>注37</sup>

正儀が義満側に居る間、和泉国南朝方は橋本正督が中心となつており、和田氏もこれに従つていたとみられるが、応安七年（一三七四）、これ以前に正督は足利方に降じ、和田氏に対しても幕府方に味方するよう勧め、<sup>注38</sup>和田氏もこれに応じたと思われる。そして十八年後、南北兩朝合

体後明德三年（一三九二）、新たに和泉守護に任ぜられた大内義弘から和田庄下司職内伍拾貫を宛行われ、<sup>注39</sup>この動乱期を乗り越えてきたことを示す。

領家との関係について書き添えておきたい。元弘元年、春日社に対して上条年貢五十石で請負つたことは前に述べた。金剛寺に対しても、和田氏は請所化したと考えられる。正平二年和田庄領家分三分一が朝用として後村上天皇の沙汰をうけ、翌年さらに領家分全部が朝用とされようとしたが、領家金剛寺はその催促に応じなかつた。<sup>注40</sup>正平四年に同庄三分一が金剛寺勅免とされ、同九年に至り、朝用分は全く止められ、領家金剛寺の一円知行に帰されたのである。<sup>注41</sup>この後、同寺はその和田庄領家職所務を中院坊主善聖房に請負わせていることが、正平九年同寺三綱衆議書にみえている。<sup>注42</sup>この善聖房は同時代の法名正円すなわち先の助家の処分帳にみえている如く、和田氏の一族である。善聖房を仲介として、和田氏は金剛寺領分をも自ら請負うことになつたのである。

以上の如く、和田氏が血を流して守り、拡張した結果が最後に示す寛正二年（一四六一）の和田盛助の処分状である。そしてその後は、大内氏や細川氏等のような瀬戸内海から海外迄その商業圏を拡張した守護大名の争いに狩出される一地侍的地位に甘じなければならぬ時代を迎えるのである。

譲与 左近将監盛助処分張之事  
定

- 一 和田惣領職并開発惣下司職之事
  - 一 放上宮社々惣長者職之事
  - 一 放光寺俗別当職之事
  - 一 蔵上下別所別当職之事
  - 一 檜尾寺俗別当職之事
  - 一 得富・恒富名田畠等之事
  - 一 上中条山林荒野并池河官領之事<sup>(管)</sup>
  - 一 上中条在家百姓人夫伝馬牛等之事
  - 一 和泉近木郷十生長官職事<sup>(之親也)</sup>
  - 一 河内国金太庄惣判官代職并長曾禰郷郡司職之事
  - 一 和田安友名此盛助一期之後可知行
  - 一 池底(永仁二年沙弥性蓮処分帳ニ同ジ)
  - 一 取水(同 右)
  - 一 山林(同 右)
- 右件所職等悉嫡男太郎次郎仁讓渡者也、雖多兄弟、依為少得分不及支配也、然上者、面々不可有恨者也、於弟妹共者、為惣領加扶持、可有者者也、仍為後代讓之狀、如件

寛正式年<sup>辛</sup>巳十月廿四日

大中臣盛助(花押)

〔注〕

- 1 林屋辰三郎氏「南北朝」五二―五三頁。
- 永原慶二氏「南北朝内乱」(岩波講座「日本歴史」中世II所収)七四―七

五頁。

- 2 和田文書、元弘三年十一月和田助康申狀案。
- 3 同、延応二年五月廿日関東下知狀案。
- 4 同、正平七年十二月和田助氏重申狀案。
- 5 同、元亨三年九月十八日源重康借狀。
- 6 同。
- 7 同、正中二年三月十五日源重康讓狀。
- 8 同、嘉暦二年七月十六日六波羅下文。
- 9 同、元徳元年十二月廿八日源政弘讓狀。
- 同年月日源彦王丸避狀。
- 10 同、和泉国守護<sup>楠木</sup>正義<sup>正義</sup>国宣。
- 11 同、沙弥正門(助家)処分帳、本文書は後欠年未詳であるが、正平廿五年三月日和田助氏申狀案より、正平九年二月十三日付のものと思われる。
- 12 西田源三郎氏所藏文書(「天野金剛寺古記」所収)
- 13 和田文書。
- 14 西宮記臨時一、二、五
- 15 高野山文書又統宝一四七三。
- 16 和田文書。
- 17 豊田武氏「座と土倉」(岩波講座「日本歴史」中世II所収)
- 18 林屋氏「古代国家の解体」三二二頁。
- 19 工藤敬一氏「鎌倉時代の領主制」
- 20 太平記卷十二には「楠判官正成ニ撰津国・河内、(中略)ヲ被行ケル」とあり、梅松論下には「宮方にも楠大夫判官正成和泉、河内両国の守護として云々」とある。なお、三カ国の守護になつた事は藤田精一氏が考証されている。
- 21 和田系図裏書。
- 22 この和田には楠木氏の一族和田賢秀の墓と称されるのがある。
- 23 大越勝秋氏「和泉の宮郷の分布と成立」(「人文地理」十四の六)

- 24 三宝院文書、承久三年八条院御遺跡御願寺庄々等目錄。
- 25 金剛寺文書二〇。
- 26 同 一二〇、氏名未詳奉書、中村直勝氏はこれを鎌倉末期の史料といわれる〔南朝の研究〕一八六頁。
- 27 同 二〇、建久九年三月日仁和寺守覚法親王序下文案。
- 28 「仁和寺諸堂記」に「蓮花心院 八条院御建立當時安嘉門院御沙汰」とある。
- 29 和田文書。
- 30 同。
- 31 同。
- 32 同。
- 33 天野釈摩訶衍論卷第二裏書  
行宮釈摩訶衍論卷第二裏書
- 34 和田文書、延文五年五月七日細川清氏書狀。
- 35 同 延文五年七月十四日細川清氏書狀。
- 36 同 正平廿四年九月二日長慶天皇綸旨。
- 37 同 文中元年九月廿一日長慶天皇綸旨。
- 38 和田文書、文中二年十月十四日伊予守某書狀。
- 39 同 和田文書、応安七年七月廿六日橋本正智書狀。
- 40 金剛寺文書、明徳三年七月十日大内義弘宛行狀。一五七、一五八。
- 41 同 一六二、一七二。
- 42 同 一六四。